

住民票の
交付などの

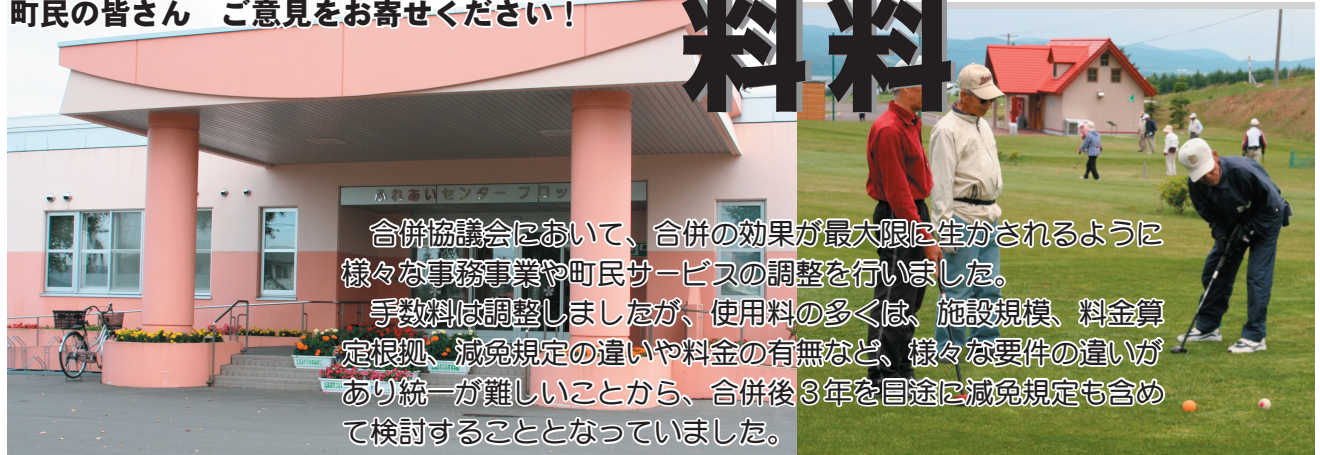
公共施設の

ただいま
見直しの作業中です

使用料 手数料

【お問い合わせ先】
企画課行政経営係
(内線211)

町民の皆さん ご意見をお寄せください!



合併協議会において、合併の効果が最大限に生かされるように様々な事務事業や町民サービスの調整を行いました。手数料は調整しましたが、使用料の多くは、施設規模、料金算定根拠、減免規定の違いや料金の有無など、様々な要件の違いがあり統一が難しいことから、合併後3年を目途に減免規定も含めて検討することとなっていました。

■受益者負担の原則
「使用料は、公共施設の利用の対価として支払うも

使用料・手数料の
設定の考え方

見直しに当たり、料金設定の考え方、料金算定方法についてお知らせしますとともに、皆さんの意見を伺いたいと思います。

町では、「使用料・手数料の設定方針(素案)」を作成し、見直しを進めています。

皆さんが生涯学習や交流の場、体力増進の場などとして利用している研修会館、農村環境改善センターやB&G海洋センターなどの公共施設。こうした公共施設を使用するときの「使用料」や住民票などの交付を受けるときの「手数料」は、施設の維持管理・運営経費や証明書発行に係る行政サービスの経費の一部を利用する人たちに負担をいただいています。

利用の対価として支払うも

「使用料は、公共施設の利用の対価として支払うも

見直しに当たり、料金設定の考え方、料金算定方法についてお知らせしますとともに、皆さんの意見を伺いたいと思います。

町では、「使用料・手数料の設定方針(素案)」を作成し、見直しを進めています。

皆さんが生涯学習や交流の場、体力増進の場などとして利用している研修会館、農村環境改善センターやB&G海洋センターなどの公共施設。こうした公共施設を使用するときの「使用料」や住民票などの交付を受けるときの「手数料」は、施設の維持管理・運営経費や証明書発行に係る行政サービスの経費の一部を利用する人たちに負担をいただいています。

利用の対価として支払うも

「使用料は、公共施設の利用の対価として支払うも

見直しに当たり、料金設定の考え方、料金算定方法についてお知らせしますとともに、皆さんの意見を伺いたいと思います。

町では、「使用料・手数料の設定方針(素案)」を作成し、見直しを進めています。

皆さんが生涯学習や交流の場、体力増進の場などとして利用している研修会館、農村環境改善センターやB&G海洋センターなどの公共施設。こうした公共施設を使用するときの「使用料」や住民票などの交付を受けるときの「手数料」は、施設の維持管理・運営経費や証明書発行に係る行政サービスの経費の一部を利用する人たちに負担をいただいています。

《表-1》主な施設維持管理・運営経費に占める使用料の割合

(平成19年度実績)

| 施設名 | 維持管理 運営経費 | 使用料収入 | 使用料の占める割合 |
|-------------------|--------------|---------|-----------|
| 女満別研修会館 | 10,762千円 | 862千円 | 8.0% |
| 東藻琴農村環境改善センター | 6,235千円 | 221千円 | 3.5% |
| 朝日ヶ丘公園(パークゴルフ場) | 13,129千円 | 2,004千円 | 15.3% |
| 東藻琴老人福祉センター(7070) | 21,145千円 | 8,910千円 | 42.1% |

■算定方法の明確化

原価算定方式による料金算定基準や統一した減免基準、町と受益者の負担割合を設定し、分かり易い料金体系「1時間(人)または1件(通)当たり料金」を指し、内容の透明性を高めようとしています。

使用料の算定方法

使用料＝原価×受益者（性質別）負担割合

《会議室などを利用する場合の原価》

(1 時間当たりの原価)

$$\text{原価} = \frac{\text{経費（人件費+物件費）}}{\text{施設（貸出対象分）総面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{稼働率}} \times \text{借りる部屋の面積}$$

※稼働率：原則30%（利用状況によって稼働率を上げる場合があります）

《個人利用施設（プール、パークゴルフ場、浴場など）を利用する場合の原価》

(1 人当たりの原価)

$$\text{原価} = \frac{\text{経費（人件費+物件費）}}{\text{年間利用件（者）数}}$$

○経費は、施設管理・運営に直接係る人件費（地方交付税算定基準額で算出）と年間を通して常に掛かる消耗品購入、光熱水費、通信運搬費、委託料などの維持管理経費（物件費）を合算した額とします。

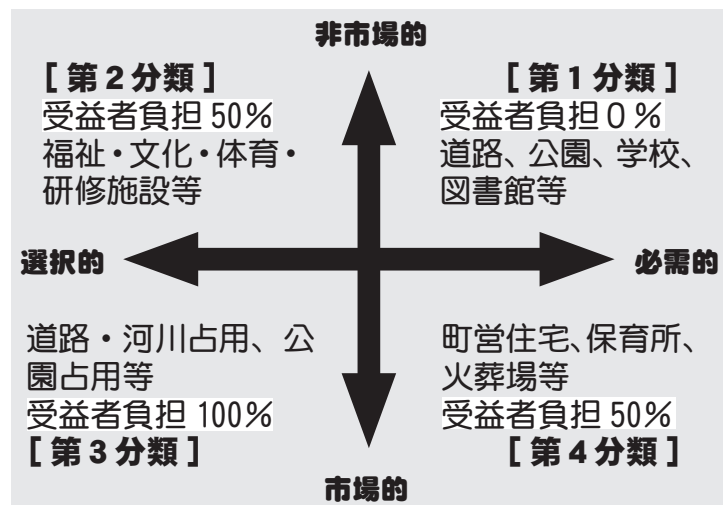
※なお、土地代や建物減価償却費は含めません。

《受益者（性質別）負担割合》

道路や公園などの不特定多数の人が利用するもの、プールやパークゴルフなどの特定の人が利用するもの、入浴施設のように民間でも運営しているものなど、多岐に渡っています。このため、同じ基準で一律に利用者（受益者）が使用料を負担するとなれば、不公平が生じます。

そこで、公共性や日常生活での必要性、民間提供の有無などを基準に4分類し、負担する割合を設定します。

《表-2 参照》



| 割合 | 新料金 |
|---------------|------------|
| 0.5 未満 | ⇒ 現行料金×0.5 |
| 1.5 超 | ⇒ 現行料金×1.5 |
| 0.5 以上～0.8 未満 | ⇒ 算定料金 |
| 1.2 超～1.5 以下 | ⇒ 算定料金 |
| 0.8 以上～1.2 以下 | ⇒ 現行料金 |
| ※割合＝算定料金÷現行料金 | |

見直しに当たって

■負担の増加を緩和するために

皆さんの急激な負担の増加を防ぐために、算定された使用料・手数料の改定額が現行料金の1.5倍を超えないように、改定額上限を設けます。また、急激に下がる場合も、現行料金の0.5倍以下にならないように、改定額下限を設けます。

なお、算定料金と現行料金の割合が±20%以内の場合、経費の年次変動や改定範囲を限定する意味合いから、現行料金に据え置くこととします。

手数料の算定方法

手数料＝原価×受益者負担割合(100%)

《住民票などを発行する場合の原価》

(1件(通)当たりの原価)

$$\text{原価} = \text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間} + \frac{\text{物件費}}{\text{年間処理件数}}$$

○人件費は、証明書発行などを行う職員に掛かる経費です。物件費は、証明書発行するために必要な申請書や証明書の用紙作成経費、証明書等を発行する機器に要する経費です。

《受益者負担割合》

住民票や納税証明などを交付するときに掛かる経費は、それを必要とする人だけに発生します。必要な人に費用を負担いただくものであるため、経費に対する受益者の負担割合は、100%と考えます。《表-2参照》

【最小単位の設定】

| | | | |
|-------------|--------|---|----------|
| ● 1 ~ | 99円 | ⇒ | 10円単位 |
| ● 100 ~ | 999円 | ⇒ | 50円単位 |
| ● 1,000 ~ | 9,999円 | ⇒ | 100円単位 |
| ● 10,000円 ~ | | ⇒ | 1,000円単位 |

■**使用料・手数料の設定単位**
現在の使用料の設定単位は、季節区分(夏・冬)、午前・午後・夜間や時間(人)と様々で、とても分かり難いものとなっています。料金体系を簡素化し、利用する人が分かり易く利便性を高めるため、1時間(人)当たりを単位とします。
また、使用料・手数料を正確に算定すれば1円単位となりますが、煩雑を省くこと及び事務の効率化を図るため、算定金額によって最小単位を設定します。

■**減免制度**

◆**使用料については、高齢者や障がい者などへの配慮、各種団体の活動支援・推進などの観点から料金の減免を幅広く認めてきました。**合併協議会でも減免規定の統一を検討しましたが、施設設置目的や利用形態の違いなどから調整がつかず、合併前の旧町村から引き継がれてきました。
しかし、利用する人の公平性を保つには、統一的な基準が必要で、そこで、現在の減免規定の基準を次のとおり見直します。

【**免除**】

- 公益・公共性が高い団体(町等が主催、共催、後援)が利用するとき
- 高校生以下が利用するとき
- 公益・公共性は高くないが営利を目的としない団体(福祉、教育団体等)で団体の本来活動で利用するとき
- 営利を目的としない個人で施設を設置目的に合致した利用をするとき

【**約6割減額**】

- 高齢者(65歳以上)が入

浴施設を利用するとき

【**減免なし**】

- 一般団体、企業等で営利を目的としない利用をするとき(企業福利厚生団体、チャリティイベントなど)《表-3参照》

◆**手数料については、免除規定だけとします。**

【**免除**】

- 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき
- 生活保護を受けている人から申請があったとき

■**実費徴収**

農畜産加工実習室、調理室、陶芸室など、施設や用途に合わせて実際に使用する光熱水費を算出し、実費分を徴収します。

■**町外利用者の場合**

施設の維持管理・運営経費は、利用した人の使用料と税金等で賄われています。したがって、町民以外が利用する場合は、使用料の2倍とします。予約もできる限り町民優先とします。

■**営利目的の場合**

営利目的の利用は、使用料の2倍とします。
 なお、町外利用者の場合は、3倍とします。

■**適用除外**

法令やその他基準により算定方法が定められている戸籍関係手数料、町営住宅使用料などは、「使用料・手数料の設定方針」を適用しません。

■**定期的に見直し**

今後も使用料・手数料は、受益者負担の原則と公平性を保つため、「使用料・手数料の設定方針」を含め、原則3年ごとに見直しする予定です。

■**今後のスケジュール等**

「使用料・手数料の設定方針（素案）」の作成と料金の見直しに当たっては、行政改革推進委員会委員や議会議員からの意見を反映した素案作りに着手してきます。

さらに、町民の皆さんから意見をいただき、その意見を参考に「使用料・手

＜表-2＞主な使用料・手数料の試算状況

| 【使用料】 | | 1時間（人）当たり | | |
|--------------------|---------|-----------|--------|--------|
| 施設名 | 部屋等名 | 現行料金 | 試算料金 | 備考 |
| 女満別研修会館 | 大会議室 | 1,176円 | 1,700円 | |
| 女満別研修会館 | 調理実習室 | 590円 | 400円 | |
| 東藻琴農村環境改善センター | 多目的ホール | 1,128円 | 1,300円 | |
| 東藻琴農村環境改善センター | 調理実習室 | 376円 | 250円 | |
| 朝日ヶ丘公園 | パークゴルフ場 | 210円 | 300円 | |
| 東藻琴老人福祉センター（フロックス） | 入浴料（大人） | 400円 | 420円 | 公衆浴場料金 |

| 【手数料】 | | 1件（通）につき | | |
|-------------------|--------|----------|-------|--|
| 手数料名 | 現行料金 | 試算料金 | 備考 | |
| 一般廃棄物収集運搬許可等申請手数料 | 2,000円 | 3,000円 | | |
| 現況証明手数料（農地関係のみ） | 1,500円 | 2,200円 | 農業委員会 | |
| 嘱託登記手数料（農地関係のみ） | 9,000円 | 13,000円 | 農業委員会 | |

■**意見や提案をお寄せください**

数料の設定方針を策定します。その後、町議会で関係条例改正の審議・議決を経て料金が決定します。実際の運用は、平成22年4月からを予定しています。

「使用料・手数料の設定方針」に対する意見や提案が
 ありましたら、8月20日まで
 に大空町ホームページのメールやFAX、ふれあい意見箱にお寄せいただきますようお願いいたします。

メールアドレス
 info@town.ozora.hokkaido.jp
 FAX
 0152(74)2191

＜表-3＞主な施設の減免規定一覧

| 施設区分 利用団体等 | ゲートボールセンター、B&G海洋センター、多目的運動広場、テニスコート | 研修会館、農村環境改善センター、公民館 | 伝承館、図書館 | 東藻琴老人福祉センター（浴場除く） | 農業構造改善センター、刈込センター、農業振興センター（浴場・加工実習室除く） |
|-------------------------------|-------------------------------------|---------------------|---------|-------------------|--|
| 町等が使用 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 高校生以下 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 町等が使用高校生以下教育関係団体（PTA、子供を守る会等） | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 体育団体（サークル含む）* | 100 | 100 | 0 | 100 | 100 |
| 文化団体（サークル含む）* | 0 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 福祉団体（社会福祉協議会、ボランティア等）* | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 老人クラブ（連合会・単体会）* | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 自治会（連合会・単体会）* | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 身体・精神障がい者（介護者含む） | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 個人利用（施設設置目的に合致する場合） | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 冠婚葬祭 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営利を目的としない団体によるパーティ、バザー等の催し物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※100=100%減免 0=減免なし
 ※営利を目的としない団体であっても講師が月謝を徴収している場合は、営利団体とみなします。
 *団体の本来活動の利用の場合に限ります。